

県民環境林だより

～分収造林契約を結んでいる皆様へ～

【県民環境林の経営方針】

- 全ての県民が等しく恩恵を受ける森林の公益的機能の発揮
- 収益性に配慮した経営による財産の造成
- 県民の理解と参画による適正な管理と整備の推進

第10号

令和2年2月発行

青森県農林水産部林政課

県では、「県民環境林の経営方針」に基づき、県民の理解と参画による適正な管理と整備を推進していくため、県民環境林を森林環境教育等のフィールドとして提供しています。今年度も高校生の林業体験で活用されたので、今回ご紹介します。

林業のしごと体験（階上町金山沢地区）

昨年8月22日、階上町金山沢地区の県民環境林において「林業のしごと体験」が開催され、県立八戸工業高校の生徒26名が、林業機械の操作技術などを体験しました。

林業の仕事内容を深く知ってもらうことで、林業界の若手人材確保に繋げる取組の一環として、昨年度から実施しています。講師は地元の三八地方森林組合や県の担当者らが務め、3種類の高性能林業機械を生徒自らが操作したほか、チェーンソーの取り扱いについても手解きを受けました。

特にチェーンソーによる伐倒体験では、講師が安全第一の重要性を説きつつ、ベテランならではの伐倒技術を披露し、参加者は興味を持って見学していました。

参加者は、林業の現場が想像以上に機械化されている様子に驚きながら、「学校でロボット製作に携わっているので、林業でも何か役立てるかもしれない」と感想を述べていました。



【高性能林業機械の操作体験の様子】



【伐採技術の説明を真剣に聞く高校生】



【チェーンソーで実際に丸太を切断】

ご契約者の皆さまへのお願い

近年、『所有者不明土地問題』が新聞に掲載されるなど世間を賑わせています。山林においても一定の割合で所有者不明の土地があると思われませんが、県民環境林のご契約者様の中にも散見されるようになってきました。

現在、国において相続登記の義務付けが検討されている中、今一度ご契約内容をご確認いただきたくお願い申し上げます。その上で、次のような場合は、下記問合せ先までご連絡くださいますようお願いいたします。

① 相続や売買などにより、契約名義が変更となる場合

相続の場合、相続登記完了後にご連絡ください。県も確認した上で、必要に応じて契約名義の変更手続きを進めます。

売買や譲渡の場合は、事前に譲渡申請の手続きが必要です。その手続き後、「所有権移転に関する契約書」を県と新旧土地所有者の三者で締結することになります。

② 代表者が変更となる場合(企業や団体が契約している場合)

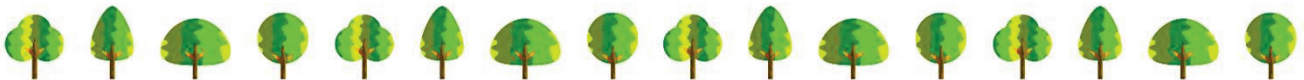
県も確認した上で、必要に応じて契約名義の変更を行います。

③ 住所や電話番号が変更となった場合

手紙や電話など、ご契約者様に連絡を取るための重要な情報です。変更が生じましたら速やかにご連絡ください。県の登録情報も随時修正します。

なお、県民環境林に関する契約書類の所在をご家族にもお知らせするなど、適切に保管くださるようお願いいたします。

もし、書類が見当たらない場合は、遠慮なく下記にご連絡ください。



《問合せ・連絡先》

〒030-8570 青森市長島一丁目1番1号
青森県 農林水産部 林政課 森林環境グループ
電話番号 017-734-9522
FAX番号 017-734-8145

